

民投票の公平公正、このバランスが崩れていないかどうかをいま一度チェックして、所要の措置を講ずることを求めるものでございます。

○磯崎仁彦君 時間ですので終わります。

ありがとうございます。

○那谷屋正義君 立憲・社民の那谷屋正義でございます。

早速質問に入りたいと思いますが、衆議院における採決の際に、いわゆる投票環境の向上に真に資するののかという、そうした課題もまだ残されたままであったわけですが、それが、そういった疑問がある程度払拭するということができるのではないかとということで、我が党の修正案で今後の検討課題としてそれらを網羅する附則が加えられて、与党もこれを丸のみをされたというふうに理解をしております。

ところが、その附則の解釈に様々な隔たりのあることが分かり、国民に大きな混乱をもたらしているのは大変残念なことであります。

そこで、まず修正案発議者にお尋ねをいたします。附則の意味するものについて、簡潔にお述べいただきたいと思っております。

○衆議院議員（奥野総一郎君） 附則の意味でありますけれども、憲法九十六条においては、憲法改正は国会の提案に対して国民投票による国民の承認を得なければならないと規定していますが、

その趣旨は、まさに憲法の言うところの国民主権原理に基づいて、主権者たる国民の意思による改正案の承認を求めたものであります。

そして、その手続としての国民投票法において投票環境が整備され、公平及び公正な投票が確保されるということは、まさに明確な国民の意思を表明するという、しなければならぬという憲法上の要請だというふうに我々は理解しているところでございます。

そして、現行の国民投票法については、我々は公平及び公正が確保されるという憲法上の要請が満たせなくなってきたというんじゃないかというふうに判断をしております。

したがって、この附則の検討を踏まえ、法制上の措置その他の措置が講じられるまでの間は、発議をし国民投票を実施することは発議者としての私としては許されないというふうに理解をしておりますのであります。

なお、憲法の議論については、七項目案の成立によって、このCM規制を始めとする国民投票法に係る憲法上の要請が放置され、CM規制、公平公正を確保しなさいという国民投票法に係る憲法上の要請が放置され、憲法本体議論だけが進んでしまうんじゃないかということを我々危惧をしております。本体、憲法本体議論、何も書いてありません、この条文には書いてありませんが、実施

するにしてもこの点に対してやっぱり留意が必要だと考えます。

なお、私としては議論を妨げるものではないと思いますが、しかし、まず政治的には、附則四条に定める措置をきちんと議論をして答えを出すべきだというふうに思っています。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてできないというふうに私としては理解しております。

○那谷屋正義君 今、発議はできないというふうな見解であるということでありませけれども、先ほど申し上げましたように、与党は採決に当たってこれを丸のみをされたら、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありませけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

この修正案に対してどのような見解をお持ちなのか、お答えいただきたいと思っております。

○衆議院議員（北側一雄君） この検討条項につきましては、今おっしゃったように、投票環境向上に関する追加二項目、それからCM規制等に関することについて検討するというふうに書いてあるわけでございます。

私も衆議院の方の審査では、我々提出者の側

は、その法案審査、また自由討議におきましても、度々こうした問題についてもしっかりと議論しましょうと、それはお約束をしますということを一貫して答弁をしております。したがって、こうした附則を検討条項として設けることについては全く異論のないところでございます。

ただ、先ほど来議論が出ておりますとおり、こうした国民投票法に係る論点について、しっかりと積極的に、三年と言わず速やかに論議を進めていきたいと思えますし、また一方で、憲法論議本体についてもこれはしっかりと当然憲法審査会として進めていくべきであると、そのように考えております。

○那谷屋正義君 発議についてのお答えがありませんでしたけれども、この間のお話を聞いています。先ほどの三年以内の質疑もありましたけれども、三年以内にといいことが、もっと本当は、三年と言わずに可及的速やかにというふうなお話がありました。

憲法改正というのはそんなに可及的速やかに行うものなのかどうなのかということも議論が必要なのではないかなと私は思っているところでありまして、やはり、前に私、討論でさせていただきましたけれども、憲法については党派を超えてそれぞれの思いを語り、国民に憲法についての興味関心をしつかりと持っていたくことから始まる

わけでありまして、ただただ改正ありきのみ議論というのではなくて、やはり本当に必要なのかどうか、あるいは今施行されている法律が本当に憲法に照らして大丈夫なのか、これは実は参議院の憲法審査会において、平成二十六年の国民投票法改正の際に、歴代政府が国会で答弁している法令解釈のルールというものを確認し、その遵守を求める附帯決議が参議院ではなされております。

これを踏まえ、CM規制等について必要な法改正がなされない限りは改憲発議は許されないとこの附則の規定の趣旨について、規定の文言、立案者の意図、立案の背景、議論の積み重ねの整合性といった法令解釈のルールの要素の観点から説明し、それらの論理的に確定されたものであることを是非発議者の方に説明していただきたいと思えます。

○衆議院議員（奥野総一郎君） 先ほど簡潔に申し述べましたけれども、それをもう少し詳しく敷衍して述べたいというふうに思います。

先ほど、憲法上の要請、国民主権の発露であるからきちんと民意を反映するような手続でなければならぬということ、憲法上のまさに要請するところであるというふうに申し上げました。これがよって来る一番根本のところであります。

法令解釈は、憲法上の要請であったり、それからその法律の趣旨、目的、あるいは立法者の意思

をきちんと酌んで厳格に解釈されなければならぬと、これは我々法律を学んできた者にとつては常識であります。そういう意味で、まず憲法上の要請として、当たり前のことですけれども、民意がきちんと表れる公平公正な手続でなきゃいけないということがまず根本にあります。

さて、現行の国民投票法、できた当時は、そういうことが配慮されて当時はできていたというふうに理解をしていますが、ただ、そのときも、いわゆるテレビやラジオのスポットCM規制については議論がありました。その扇情的な影響力ですね、テレビというのは非常に、メディアは影響力がありますから、その影響力に鑑みて、スポットCMなども含めて量的な規制を法律ですべきじゃないかという議論も当時もあったというふうに理解しています。その当時は、なるべく報道の自由表現の自由に配慮をして、民放連が自主規制をやるということに収まったというふうに私は聞いてるところであります。

という意味で、この自主規制は、この現行の国民投票法の不可欠な要素ですね、構成する前提、不可欠な要素だというふうに立法者の意思としてあったんだというふうに思います。

ところが、民放連は、その後、自主規制、憲法審でも民放連の方来ていただいて、私も、あれ二年前でしたかね、質問をしましたが、制定

時の約束をほごにして、量的規制はやっぱり無理だと、ガイドラインは作れないんだというふうにけつをまくったと、言葉は悪いですけど、まくってしまったということなんです。ということは、現行法の前提がもろくも崩れてしまったということがあります。これが一つですね。

それからもう一つ、制定後十年がたって、制定時に想定しなかったような事態が起こってきている。それは、ネットで世界がつながると、グローバル化、ネット化の進展でありまして、ケンブリッジ・アナリティカという、あれ、玉木さんとかよく言うんですけれども、ネットフリックスでやっていましたね、私も見ましたけれども、御覧になると分かりますが、ブレイグジットやそういう大統領選のところに、ビッグデータを使って直接フェイスブックなんかで有権者に働きかけをする、資金量をもって働きかけをして、投票量に、投票行動に影響を与えると、こういうことが今や現実のものとなっているんですね。是非これ御覧いただければと思いますけれども、現実のものとなっています。

だから、こういったことについてどう考えるかということですね。資金量の多寡に応じて投票結果が左右されるんじゃないかと。もうちよつとと言うと、外国政府が我が国の憲法改正の結論に影響を与える可能性があるわけです。資金、外国政

府が陰で資金を供給して、ネットのCMやあるいはテレビのCMを大量に打って、憲法改正の内容に影響を、結論に影響を与える可能性が出てきているわけですね。こうしたこともやっぱり現行法の制定時にはなかったことであります。

以上の代表的なこと二点をもって、我々は、現行の国民投票法については、制定時とは異なつて、公平及び公正を確保しなさいと、投票の公平及び公正を確保しなさいという憲法上の要請を満たせなくなっているのではないかとということで判断をして、七項目を始めとする投票環境の向上に係る措置に限らないで、根本的にここは議論をしてはどうですかとずっと申し上げてきたんです。これをやらないと、発議してもちゃんとした結果が生まれませんから。皆さん、そう思いませんか。だから、我々はこれをずっと主張してきました。

で、国民投票法の抜本改正案というのを原口さんと私と、あと源馬さんかな、旧国民民主党で二〇一九年五月二十一日に提案をして、以来ずっとこの七項目との並行審議を求めてきましたけれども、現在に至るまで、これは議論を据え置き、御審議をいただいていないわけです。

そこで、この七項目の成立によって、国民投票法に係る憲法上の要請、我々が心配していることがそのまま放置されないかとすごい心配しているわけです。とにかく与党は四項目やりたくてし

ようがないとよく分かるんですが、でも、四項目、仮に無理やり発議しても、この手続がきちんとしていなければちゃんとした公正な結果は生まれませんから、だから、その四項目をやるうという方にもやっぱりここは御理解をいただきたいと思うんです。ですから、私はもちろん四項目に反対ですけれどね、与野党を超えて、だからこそ、こういったところを議論していただきたい。で、法律のそれ自体の中に明文規定をもってこういう担保規定を設けたところでもあります。

趣旨、目的について言えば、最後ね、それについて言えば、先ほど申し上げたように、発議はなかなか、私の解釈では、法律上ですね、憲法の要請に当たらないから、この条項が制定されるをもって発議はできないということだと思います。

ちよつと長くなりましたけど、以上です。

○那谷屋正義君 丁寧な解説ありがとうございます。

ちよつとこれ、直接的に与党の発議者の方への質問通告になつていなかったかもしれないませんが、先ほどの修正案の見解の中で、今回、修正案の中に、今回の法案は投票環境の向上に資するものということでしたけれども、そこには直接触れておりませんが、附則の中で、公正公平な投票権を確保するということが、これはもう私は大前提だというふうにいるんですけれども、その辺については

否定はされないということでもよろしいでしょうか。与党の発議者の方、済みません。

○衆議院議員（北側一雄君） 当然のことながら、国民投票においても公平公正を図っていくというのは当然のことだと思います。そのための環境向上に向けてこれからもしっかり取り組んでいきたいし、だからこそ、この国民投票法の改正案についても早く通していただきたいということをお願いしてきたわけでございます。

CM規制についても同様でございます。早急に議論をして、しっかりと結論を出していきたいと思っております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。公平公正平なというのは共通理解を得たというふうに思っております。

さて、公平公正な投票権の確保という部分においては、実は衆議院でたくさん議論をされたと思いますが、いわゆる原案の七項目のうちの二項目については依然として疑義が残ります。その部分については今日質問する時間がございませんけれども、是非こういったことをしっかりと今後も議論をしていきながら、国民が混乱をしないような国民投票法案にしなければいけないというふうに私自身は思っているところでありまして、どうか衆議院の今後の憲法審査会においても、直ちに改正条項について云々じゃなくて、もうやはりこれ

を最優先にしてしっかりと議論をし、これならばしっかりとした、まあ船に例えるのがいいかどうか分かりませんが、例えば改正項目についていっぱい用意した、用意して国会で発議はしたところ、それを国民投票に付したところ、これは公平公正に反するということでひっくり返されるような、いわゆる欠陥だらけのものであっては絶対にならないと、立法府の責任においてそれはあっちゃいけないというふうに思いますので、そういうところからしっかりと議論をしていただきたいというふうに思いますけれども、最後に、修正案の発議者の山花さん、幹事でもいらっしゃると思いますので、見解をお願いしたいと思います。

○衆議院議員（山花郁夫君） 先ほど来議論がございしますが、今回、検討条項で、国民投票の公平及び公正を確保するためということで規定をいたしております。

今御指摘のとおりで、現行法の状態で、思考実験になりますけれども、仮に何か発議がされたとしても、で、国民投票が行われたとしても、公平性、公平性が十分に担保されていない、確保されていない状態であると考えます。したがって、この措置が講じられないで国民投票が行われたとしても、投票の結果に対する納得感というものが非常に得られないおそれがございます。ちよっと、法的確信が揺らぐと言うとちよっと言い過ぎかも

しれませんけれども、そういった状態になるおそれがございますので。

先ほど来、与党の発議者の方からもございますが、憲法審査会で憲法の議論について行うこと自体は、特に審査会における調査権限を行使をしたからといってそれが直ちに発議という話にもなるわけでもございませんので、その限りにおいては、CM規制等との同時並行、それ自体はあり得ることかとは存じますが、御指摘のように、このルールの策定についてはできるだけ精力的に実施をしてまいりたいと思えますし、この点については、私自身は衆議院の側の幹事を務めております、しっかりと与野党の合意形成に努めてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

国会法の百二条の六に定める憲法審査会の、憲法及びそれに密接に関連する基本法制の調査任務を全うすべく、こういうふうにあります。集団的自衛権の行使容認等の憲法問題を調査審議すべきとの、これは幹事会協議事項というふうに参議院の方ではなっております。こうしたことというのはまだ多々あるように思いますので、是非衆議院でもそういうことについてもしっかりと議論をし、憲法、仮にですよ、これは私が言っているんじゃないなくて世論が言っている部分なんです、憲法を守らない国会議員が憲法改正の発議をする権

利があるのかと、こういうふうな指摘がありますから、そういったことにしっかりと応えていくべく議論を衆議院の方でもお願いをしたいということをお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

本改正案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるということを目的として提出されています。改めて、今回の改正の必要性を基礎付ける立法事実とその意義について、発議者から説明を求めたいと思います。その際、七項目は民主主義の基盤に関わるのと昨年十一月の衆議院憲法審査会でございます。そうしたことの具体的な意義を踏まえながら御答弁をお願いしたいと思います。

○衆議院議員（北側一雄君） 投票機会をできるだけ保障していく、また、投票の利便性をできるだけ拡大していくということは、やはり有権者の方々、投票者の方々が投票しやすい、また投票できると、こういう環境、条件をしつかり整えていこうというのが今回の七項目のそれぞれの趣旨なんだというふうに理解をしております。

例えば、共通投票所制度、投票日当日に大型の商業施設等々で投票ができる、投票しやすくなります。また、船員の方々、長期で海に行っているしやる、そういう方々の投票権を保障していく、

また拡大していくというのが今回の七項目のそれぞれの趣旨でございます。そういう意味では民主主義の基盤に関わるものというふうに申し上げます。ところでございます。

○西田実仁君 次に、投票所に入場可能な子供の範囲の拡大の意義、そして若年層の投票率の向上についてお伺いいたします。

平成二十八年の公選法改正によりまして、投票所に入ることができる子供の範囲が、幼児から児童生徒その他の十八歳未満の者に拡大をされました。この改正は、選挙権年齢の満二十歳以上から満十八歳以上への引下げが実現し、また、各選挙を通じて若年層の投票率が低くなる中で、選挙人である親が子供を投票所に連れていき、現実に投票している姿を見せることが将来の有権者への有効な啓発、すなわち主権者教育に資するという考えなどから提案されたものであります。

今回の改正案によって、憲法改正国民投票法についても公選法と同様、投票所に入ることができると子供の範囲が拡大されます。国民投票という貴重な機会を将来の有権者となる子供たちに実際に見せることは、まさに大変効果的な主権者教育になり得ると考えますが、本改正項目の趣旨について、主権者教育として持つ意義、効果という視点を含めながら、発議者の見解を伺いたいと思っております。

○衆議院議員（船田元君） 今、西田委員御指摘のとおり、投票人である親が子供を投票所に連れて行って現実に投票している姿を子供に見せるということ、子供たちに早い段階から、社会の一員として、また将来の有権者としての自覚を持ってもらう、こういう意味で大変重要だということに思っております。私は、これを体験的主権者教育とか、あるいはリアルな主権者教育だということに位置付けております。

このような観点から、今回の改正案においては、投票人は十八歳未満の者であれば誰でも同伴することができるよう措置をするということでございます。まして、このことと併せて、主権者教育につきましても更に力を込めていかなければいけないと考えております。

○西田実仁君 若年層、十歳代の投票率を見ても、選挙権年齢が引き下がりました最初の国政選挙は平成二十八年の参議院選挙でしたが、このときこそ四六・七八%であったものが、その後平成二十九年の衆院選では四〇・四九%、令和元年の参院選では三二・二八%と、残念ながら低下傾向にございます。

昨今の国政選挙において若年層投票率が軒並み低下傾向にあることをどのように受け止めておられるでしょうか。また、今回の改正を一つの契機として、憲法改正国民投票に関する若年層への関